

岩手県告示第192号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第1号、第2号、第4号及び第6号に掲げる命令をしようとするので、その区域等を次のとおり公表する。

令和3年3月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 区域及び期間

(1) 区域 宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、和賀郡西和賀町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村及び同郡普代村

(2) 期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

2 森林病虫害等の種類 カシノナガキクイムシ

3 行うべき措置の内容

(1) カシノナガキクイムシが付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤によりくん蒸すること。

(2) ナラ類の伐採跡地であって、カシノナガキクイムシが付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株を薬剤によりくん蒸すること。

(3) カシノナガキクイムシの被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、薬剤により防除すること。

(4) カシノナガキクイムシが付着し、又は付着するおそれがある伐採木（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木を薬剤によりくん蒸すること。

4 命令をしようとする理由 1(1)に定める区域においてカシノナガキクイムシの被害が発生しており、3に定める措置を行わなければカシノナガキクイムシの被害が異常にまん延し、1(1)に定める区域及びその周辺の森林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他

(1) 3に定める措置を行うに当たっては、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に定める措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、別に定める実施届により3に定める樹木、伐採跡地又は伐採木の所在する区域を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に定める措置に伴う損失補償を受けようとする者は、当該措置を行った後速やかに、別に定める申請書を所管する局長に提出するものとし、その提出があったときは、所管する局長は、当該申請者が3に定める措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 所管する局長は、3に定める樹木、伐採跡地又は伐採木を所有し、又は管理する者が、1(2)に定める期間内に3に定める措置を行わないとき、行ったが十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を自ら行うことができる。

(5) 所管する局長は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に定める措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。